

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める決議

東京都目黒区で5歳の女児が虐待により死亡した事件は、極めて心痛む悲しい事件である。しかも改正児童福祉法の実現に向け、「新しい社会的養育ビジョン」に則った取組について本議連で議論を行う最中に発生したものであり、我々にとっても極めて残念である。ご冥福をお祈りするとともに、児童虐待防止対策のさらなる強化を迅速に実現するため、必要な予算のより確実な確保や都道府県等への強力な指導など、下記の事項を厚生労働省に対して強く求める。

記

1 児童福祉司の専門性強化

児童福祉司の専門性の水準を十分把握し、児童福祉司研修やスーパーバイザー義務研修のあり方や内容を向上させ、専門職採用の推進、児童福祉司の資格制度化について検討し、結論を出すこと。

2. 児童相談所の弁護士・医師等の専門職配置の促進強化

虐待の医学的な判断や臨検捜索などの法的権限行使の判断が迅速にできるために、弁護士や医師といった専門職の常勤配置を改正児童福祉法は求めている。十分な予算を確保し、都道府県に対して早期に配置するよう強く指導すること。

3 中核市、特別区における児童相談所設置の促進強化

児童相談所と市町村のシームレスな情報共有と連携支援のために、全国の中核市や特別区が、早期に児童相談所を設置するよう、厚生労働省として自治体に強く働きかけるとともに、予算や人材確保についても十分手当をすること。

4. 子どもの権利擁護について

子どもの立場に立つアドボケイト(代弁者)の仕組みの創設や、児童福祉審議会が関係機関の申し立てを受けて児童相談所の決定に関して審査し意見できる仕組みなど、子どもの権利擁護体制の構築を早急に進めること。

5. 児童相談所、市区町村間の引き継ぎについて

児童相談所間の引き継ぎが、児童相談所運営指針(平成30年1月12日局長

通知)どおりに適正に行われているか、その実態について全国調査を行い、児童相談所間や市区町村間の引き継ぎのあり方について、実効あるものとなるように、十分検討すること。

6. 児童相談所の全体改革

虐待死亡を防げなかつた要因である、「支援の関係性を保つために介入を躊躇する」事態をなくすための児童相談所の機能分化や、通告時の危険度を判断する専門セクションの創設などの児童相談所改革を、必要予算を確保しながら迅速かつ強力に実現する。

以上決議する。

平成 30 年 6 月 13 日

自由民主党「児童の養護と未来を考える議員連盟」